議案第３１号

前橋市社会福祉審議会条例の改正について

令和２年３月３日提出

前橋市長　山　本　　　龍

前橋市社会福祉審議会条例の一部を改正する条例

前橋市社会福祉審議会条例（平成２０年前橋市条例第３５号）の一部を次のように改正する。

第６条第１項に次の１号を加える。

(5) 地域福祉専門分科会　法第１１条第２項の規定により、地域福祉に関する事項を調査審議する。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。